

奈良・子どもの日本語教育ネットワーク
2023 年度活動方針

奈良県内の様々な立場で外国ルーツの子どもの教育に携わる者同士が連携し、情報交換する場を提供することで、県内の外国ルーツの子どもを取り巻く日本語教育の課題の解決や情報発信を行うことをめざすために、本会は以下の活動を行います。

1. 奈良県内の外国ルーツの子どもの支援者・団体の交流活動
各支援者や団体が定期的に集まり、どんな課題に取り組んでいるか情報交換し、互いに解決への道を探る場を提供する。
2. 奈良県内の外国ルーツの子どもの支援者のエンパワーメント
支援者間の学び合いや、外部の専門家による勉強会の機会を提供する。
3. 学校、教育委員会、地域への情報発信と協働
交流活動や勉強会で共有された課題や情報を、通信やウェブサイトを通して発信する。
「なら・こどものにほんごマップ」を配布し、学校や地域の人々に子どもの日本語教育に関する情報を提供する。また、翻訳等のコンテンツを充実させ、外国ルーツの子どもの保護者等に情報が届きやすくする。
個々の支援者が支援上で抱えている不安や悩みに寄り添い、支援者が安全に、安心して支援にあたれるように、学校や教育委員会と連携を図り、解決に当たることを目指す。
4. 外国ルーツの子どもの日本語指導の教材と方法の調査と共有
日本語指導教材の紹介、作成方法、指導法などを共有する。
5. 県外の支援者との交流
県外の支援者がどういった取り組みをしているか知り、自らの実践に生かせるような情報を提供する。

奈良・子どもの日本語教育ネットワーク 2023年度 役員

1. 代表 山本 直子

2. 事務局員 新谷 遥 ◎

黒田 恵裕

田村 隆幸

檜垣 明

宮谷 雪

森永 雅世

(◎…事務局長)

3. 会計 荻田 朋子

4. 会計監査 松村 静雄

「奈良・子どもの日本語教育ネットワーク」規約

第1条（名称）この会は、「奈良・子どもの日本語教育ネットワーク」と称し、「奈良子ども日本語ネット」を略称とする。

第2条（目的）この会は、奈良県内の様々な立場で外国ルーツの子どもの教育に携わる者同士が連携し、情報の交換や発信を通して、県内の外国ルーツの子どもを取り巻く日本語教育の課題を克服することをめざす。

第3条（事業）この会は、第2条の目的を達成するために以下の事業に取り組む。

- （1）奈良県内の外国ルーツの子どもの教育に携わる個人または団体の連携
- （2）外国ルーツの子どもの教育にかかわる情報の交換と発信
- （3）外国ルーツの子どもに対する日本語指導の教材や方法の調査と共有
- （4）外国ルーツの子どもが在籍する学校及び教育委員会との連携
- （5）本会と同様の目的をもって活動している県外の団体との連携
- （6）その他、第2条の目的を達成するための事業

第4条（会員）この会は、この会の目的に賛同する個人及び団体の会員によって構成する。

第5条（役員）この会は、以下の役員をおく。

- （1）代表 1名（2）副代表 1名（3）事務局員 若干名（4）会計 1名
- （5）会計監査 1名

ただし、副代表については該当者がいない場合は、この限りではない。

第6条（機関）この会は、以下の機関をおく。

（1）総会 年1回、会員によって総会を開催し、1年間の活動計画ならびに役員選出等を行う。（2）運営委員会 代表、副代表（該当者がいる場合）、事務局員、会計で運営委員会を構成し、会の運営について協議する。運営委員会の開催は随時とする。

第7条（役員任期及び選出）

- （1）任期 役員任期は1年とする。（2）選出 役員選出は総会で行う。

第8条（会計）この会は、年会費（正会員1,000円、賛助会員1口10,000円）・助成金・寄付金で運営する。

第9条（規約の施行及び改正） この会の規約は、2016年3月20日より施行する。運営委員会が発議し、総会で承認された場合、改正を行うことができるものとする。

附 則

この規約は、2016年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、2020年4月13日（一部改正）から施行する。